

公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件

- ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から3ヶ月間、公用・公共用利用のための取得等要望を受け付けます。取得等のご要望がある場合には、各物件の所在する財務事務所等担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
- 取得等のご要望を受け付けることができるのは、地方公共団体及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第21号等の規定により随意契約により契約することができる公益法人その他の事業者となります。なお、物件は、売却による取得のほか、保育所、介護施設等社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する場合には、定期借地権を利用した貸付けも可能です。
- 受付期限までに取得等のご要望がない場合には、原則として一般競争入札により売却することとなります。
- 取得等要望に当たり、次に掲げる1～6の事項について十分承知の上ご要望願います。
 1. 契約を締結したものについては、契約金額を含む契約内容を当局ホームページにおいて公表します。
 2. 上記1の公表に対する同意が契約締結の要件となります。
 3. 処分等価格は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令第99条の6の規定に基づき、処分等相手の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定します。
 4. 上記3の見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。また、見積り合せの打ち切りにより処分等相手方に損害が生じても国はその責めを負いません。
 5. 契約締結前に地下埋設物等の瑕疵の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相応の時間を要したことにより、取得等要望を行った者に損害が生じても国はその責めを負いません。
 6. 所轄庁から、施設等の設置認可の申請に対する結果の通知を受けた場合には、速やかにその通知の写しを提出いただくこととなります。

平成30年4月13日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	用途地域	建蔽率/ 容積率 (パーセント)	事務所等	担当	電話番号	受付期限	処分等 可能予定時期	地域の 整備計画等 に係る 地方公共団体の意見	備考
局106	夕張郡栗山町 字継立159番1、同 番2	宅地	477.85	指定なし	指定なし	局	第3統括 国有財産 管理官	011-709- 2311	平成30年7月13日	現在、処分等 可能	—	
小38	島牧郡島牧村 字泊83番1、同番48	宅地	1,245.61	指定なし	指定なし	小樽	管財課	0134-23- 4103	平成30年7月13日	現在、処分等 可能	—	

※ 地域の整備計画等に係る地方公共団体の意見は、平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第3の4の規定に基づき地域の整備計画等に係る意見があった場合にその内容を掲載しております。

公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件

- ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から3ヶ月間、公用・公共用利用のための取得等要望を受け付けます。取得等のご要望がある場合には、各物件の所在する財務事務所等担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
- 取得等のご要望を受け付けることができるのは、地方公共団体及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第21号等の規定により随意契約により契約することができる公益法人その他の事業者となります。なお、物件は、売却による取得のほか、保育所、介護施設等社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する場合には、定期借地権を利用した貸付けも可能です。
- 受付期限までに取得等のご要望がない場合には、原則として一般競争入札により売却することとなります。
- 取得等要望に当たり、次に掲げる1～6の事項について十分承知の上ご要望願います。
 1. 契約を締結したのについては、契約金額を含む契約内容を当局ホームページにおいて公表します。
 2. 上記1の公表に対する同意が契約締結の要件となります。
 3. 処分等価格は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令第99条の6の規定に基づき、処分等相手の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定します。
 4. 上記3の見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。また、見積り合せの打ち切りにより処分等相手方に損害が生じても国はその責めを負いません。
 5. 契約締結前に地下埋設物等の瑕疵の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相応の時間を要したことにより、取得等要望を行った者に損害が生じても国はその責めを負いません。
 6. 所轄庁から、施設等の設置認可の申請に対する結果の通知を受けた場合には、速やかにその通知の写しを提出いただくこととなります。

平成30年3月23日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	用途地域	建蔽率/ 容積率 (パーセント)	事務所等	担当	電話番号	受付期限	処分等 可能予定時期	地域の 整備計画等 に係る 地方公共団体の意見	備考
局93	登別市 美園町3丁目51番3	宅地	967.94	二種中高	60/200	局	第3統括 国有財産 管理官	011-709- 2311	平成30年6月22日	平成30年度	—	
釧32	目梨郡羅臼町 知昭町431番20	宅地	592.78	指定なし	指定なし	釧路	管財課	0154-32- 0701	平成30年6月22日	平成30年度	—	建物有
帯13	広尾郡広尾町 並木通東3丁目58番	宅地	6,487.19	準工業	60/200	帯広	管財課	0155-25- 6381	平成30年6月22日	平成30年度	—	
小32	虻田郡倶知安町 南7条東1丁目34番 1、同番3、同番4、 南8条東1丁目38番 1、同番2、同番3	雑種地 宅地	859.34	二種中高	60/200	小樽	管財課	0134-23- 4103	平成30年6月22日	現在、処分等 可能	—	
北2	北見市 北11条東4丁目8番1	宅地	301.86	二種住居	60/200	北見	管財課	0157-24- 4167	平成30年6月22日	現在、処分等 可能	—	
北22	網走市 南9条東4丁目10番1	宅地	534.61	二種住居	60/200	北見	管財課	0157-24- 4167	平成30年6月22日	現在、処分等 可能	—	
北33	網走郡津別町 字柏町27番1、55番 3	雑種地 原野	2,038.88	指定なし	指定なし	北見	管財課	0157-24- 4167	平成30年6月22日	現在、処分等 可能	—	
北43	紋別郡遠軽町 寿町25番4、同番 5、同番11、26番 2、同番10	宅地	693.35	二種中高	60/200	北見	管財課	0157-24- 4167	平成30年6月22日	現在、処分等 可能	—	

※ 地域の整備計画等に係る地方公共団体の意見は、平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第3の4の規定に基づき地域の整備計画等に係る意見があった場合にその内容を掲載しております。

公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件

- ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から3ヶ月間、公用・公共用利用のための取得等要望を受け付けます。取得等のご要望がある場合には、各物件の所在する財務事務所等担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
- 取得等のご要望を受け付けることができるのは、地方公共団体及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第21号等の規定により随意契約により契約することができる公益法人その他の事業者となります。なお、物件は、売却による取得のほか、保育所、介護施設等社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する場合には、定期借地権を利用した貸付けも可能です。
- 受付期限までに取得等のご要望がない場合には、原則として一般競争入札により売却することとなります。
- 取得等要望に当たり、次に掲げる1～6の事項について十分承知の上ご要望願います。
 1. 契約を締結したもについては、契約金額を含む契約内容を当局ホームページにおいて公表します。
 2. 上記1の公表に対する同意が契約締結の要件となります。
 3. 処分等価格は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令第99条の6の規定に基づき、処分等相手の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定します。
 4. 上記3の見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。また、見積り合せの打ち切りにより処分等相手方に損害が生じても国はその責めを負いません。
 5. 契約締結前に地下埋設物等の瑕疵の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相応の時間を要したことにより、取得等要望を行った者に損害が生じても国はその責めを負いません。
 6. 所轄庁から、施設等の設置認可の申請に対する結果の通知を受けた場合には、速やかにその通知の写しを提出いただくこととなります。

平成30年3月5日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	用途地域	建蔽率/ 容積率 (パーセント)	事務所等	担当	電話番号	受付期限	処分等 可能予定時期	地域の 整備計画等 に係る 地方公共団体の意見	備考
局2	札幌市中央区 北3条西25丁目258 番23	宅地	645.49	一種住居	60/200	局	第3統括 国有財産 管理官	011-709- 2311	平成30年6月5日	平成30年度	—	
局5	札幌市東区 北45条東14丁目4番 2、5番2	宅地	603.17	一種住居	60/200	局	第3統括 国有財産 管理官	011-709- 2311	平成30年6月5日	平成30年度	—	
函6	函館市 昭和2丁目188番 22、同番23	宅地	646.96	準工業	60/200	函館	管財課	0138-23- 8445	平成30年6月5日	平成30年度	—	
函7	函館市 昭和2丁目188番 24、同番25、同番 26	宅地	464.58	準工業	60/200	函館	管財課	0138-23- 8445	平成30年6月5日	平成30年度	—	
釧22	白糠郡白糠町 西4条北1丁目2番 26、同番27、同番 28、同番31、同番 32、同番33、同番 34、同番35	宅地	3,704.64	二種中高	60/200	釧路	管財課	0154-32- 0701	平成30年6月5日	平成30年度	—	
小16	小樽市 塩谷3丁目2番4	畑	8,706.62	調整区域	60/200	小樽	管財課	0134-23- 4103	平成30年6月5日	平成30年度	—	
小17	小樽市 塩谷3丁目2番5	畑	7,660.50	調整区域	60/200	小樽	管財課	0134-23- 4103	平成30年6月5日	平成30年度	—	
小18	小樽市 塩谷3丁目2番6	畑	4,690.67	調整区域	60/200	小樽	管財課	0134-23- 4103	平成30年6月5日	平成30年度	—	

※ 地域の整備計画等に係る地方公共団体の意見は、平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第3の4の規定に基づき地域の整備計画等に係る意見があった場合にその内容を掲載しております。